



2026 年 9 月 17 日放送

厚生労働省アワー 災害時における薬剤師の役割について

厚生労働省 医薬局 総務課
大地 勝利

はじめに

近年、地震、豪雨、台風など大規模災害が頻発しており、災害時における医療体制の構築は非常に重要な課題です。災害時には医師や看護師だけでなく、薬剤師も重要な役割を担っており、本年も地震や豪雨などの自然災害が各地で発生し、多くの薬剤師の皆様が被災地での支援活動に御尽力いただきました。今回は、災害時における薬剤師の役割について厚生労働省が行う施策とともにお話しさせていただきます。

災害時の薬剤師の役割

災害が発生すると、食料や飲料水の確保が注目されますが、それと同じくらい重要なのが医薬品の確保です。高血圧や糖尿病などの慢性疾患の治療薬を日常的に服用している方にとって、薬が途切れることは健康状態の悪化につながるおそれがあります。また、避難生活の長期化に伴い、新たな健康課題や感染症対策も必要となります。

こうした中で重要な役割を果たすのが薬剤師です。災害時の薬剤師の代表的な役割は、大きく「医薬品の確保と供給」「被災者への服薬支援」「避難所等における衛生環境の確保」の3つに整理することができます。

まず1つ目の役割は、医薬品の確保と供給です。大規模災害が発生すると、医療機関や薬局、医薬品卸売販売業者も被災することがあります。道路の寸断などによって物流が滞り、必要な医薬品が被災地へ届きにくくなる場合もあります。そのような状況の中で、薬剤師は医療機関等における医薬品の不足状況を把握し、関係機関と連携しながら必要な医薬品が必要な場所へ届くよう支援します。

2つ目の役割は、被災者への服薬支援です。災害時には、自宅に薬を置いたまま避難したり、お薬手帳を持ち出せなかったりすることがあります。そのような場合でも、薬剤師は患

者さんやご家族から話を聞き、服用していた薬の確認を行います。また、同じ薬が入手できない場合には、医師と連携しながら代替となる薬剤の提案を行うなど、治療の継続を支援します。特に高齢者や慢性疾患を抱える方にとって、服薬の継続は健康維持に直結する重要な課題です。薬剤師は、被災後も切れ目なく医療が受けられるよう支える役割を担っています。

3つ目の役割は、避難所などにおける衛生環境の確保です。災害後の避難所では、多くの人が集団生活を送ることになります。そのため、感染症の発生やまん延を防ぐことが重要になります。薬剤師は、消毒薬や衛生材料の管理、適切な使用方法に関する助言などを通じて、避難所の衛生環境の確保にも貢献しています。

このような災害時の薬剤師の活動を支えるため、令和3年度から令和5年度までの厚生労働科学研究費補助金事業「薬剤師・薬局における災害時等対応についての調査研究」において福岡大学薬学部の江川孝先生をはじめとした有識者の先生方の御協力のもと、薬剤師・薬局として対応すべき取組について焦点を当てた『薬剤師のための災害対策マニュアル』の改訂が行われました。厚生労働省のホームページ上で公開しておりますので、ご覧いただけますと幸いです。

モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）について

近年では、モバイルファーマシーの活用も進んでいます。

モバイルファーマシーは、医薬品保管庫、冷蔵庫、調剤棚、分包機など調剤を行うための設備を有する特殊車両です。医療機関や薬局が被災した場合でも、バッテリーや発電機、給水タンクなどを備えているため、被災地で調剤や服薬指導を実施することができます。東日本大震災では医薬品は確保できても、調剤設備が確保できなかった状況があったことを踏まえて開発され、現在では導入している都道府県が増えています。

厚生労働省では、災害発生時にモバイルファーマシーを活用できるよう事務連絡の発出も行っています。

災害薬事コーディネーターについて

災害時には、医薬品の供給状況や薬剤師の支援ニーズが刻々と変化します。

災害薬事コーディネーターとは、災害発生時に被災都道府県に設置される保健医療福祉調整本部において、医薬品や薬剤師に関する情報を集約し、必要な医薬品を必要な場所へ届けるための調整や、薬剤師の派遣調整などを行う薬剤師のことを指し、いわば、災害時の薬事分野における司令塔としての役割を担っています。

東日本大震災や平成28年熊本地震などの過去の大きな災害から、災害時には、単に医薬品を確保するだけではなく、医薬品の知識を有し適切に管理・提供できる薬剤師の関与の元に医薬品の流通を確保・管理することが重要であることが認知されており、そういった観点から、これまで、医薬品等の医療物資の供給や災害時の活動に関する知見を有し、発災時に都道府県と連携して被災地における課題に対応できる薬剤師の養成を、都道府県が主体と

なって進めてきました。

さらに、厚生労働科学研究等の報告書においても、被災地に派遣される医療チームなどを全体としてマネジメントする機能を構築する必要などが示されたことを踏まえ、厚生労働省は令和4年7月22日付け通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」を発出し、各都道府県に大規模災害時に保健医療福祉調整本部を設置することとするとともに、保健医療福祉調整本部の構成員として災害薬事コーディネーターが含まれることを示しました。

一方で、災害薬事コーディネーターの具体的な役割を示した文書がなかったことから、厚生労働省は、大規模災害時に被災地域において適切に保健医療福祉活動の総合調整が行われるよう、災害薬事コーディネーターの運用、活動内容等について定めた「災害薬事コーディネーター活動要領」を令和7年3月10日に公表しました。

厚生労働省としては、全ての都道府県に災害薬事コーディネーターが配備されることを目指し、都道府県に対する支援や災害薬事コーディネーターの養成に必要な講師の育成に関する事業を行っています。

おわりに

以上、災害時における薬剤師の役割について紹介いたしました。

本年も全国各地で地震や豪雨などの自然災害が発生しました。改めて、亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

薬剤師等の皆様方には、日頃から地域医療の最前線で国民の健康を支えていただいております。御礼申し上げます。災害時に迅速かつ適切に支援活動ができるよう行政機関、各関係機関、医療従事者の皆様との連携をさらに進めていただけますようお願いいたします。

厚生労働省としても、災害時であっても必要な医薬品が必要な方へ確実に届き、安心して医療を受けられる体制づくりを関係機関とともに進めてまいります。

薬と健康の週間

最後にご紹介となりますが、10月17日（土）から10月23日（金）までの1週間は「薬と健康の週間」です。この週間は、医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を、国民の皆様に周知することを目的としています。啓発用ポスター及びパンフレットを厚生労働省のホームページにて公開しておりますので、地域住民の方への周知にぜひご活用ください。各都道府県で実施される啓発イベントにつきましても、ホームページで公開しておりますので、ぜひお近くのイベントに足を運んでみてください。